

北海道文教大学と帯広大谷短期大学との教育連携に関する協定書

北海道文教大学（以下「甲」という。）と帯広大谷短期大学（以下「乙」という。）は、勉学の意欲に富む優秀な学生の学習を支援するため、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、信頼関係を構築して、教育・研究に関する相互理解の促進に取り組むとともに、相互の協力に基づき学生の学習支援を行い、在籍学生の質の向上と満足度を高め、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 乙は、自身の資質向上のために管理栄養士の資格取得を目指す、意欲的で優秀な学生の支援を行うとともに、甲への進学を希望する学生を推薦すること
- (2) 甲は、定員に余裕のある場合に限り、乙に在籍する学生の甲への編入学の機会を付与するとともに、乙から推薦された学生が編入学する際に必要となる費用について配慮すること
- (3) 乙に在籍する学生の推薦基準の協議、決定に関するここと
- (4) 甲乙で開講されている科目の読み替えに関するここと
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項を実施するとき、具体的な実施方法をそれぞれ担当部署において協議の上、実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定により知り得た相手方の秘密事項及び個人情報を第三者に開示又は漏らしてはならない。また、守秘義務の有無が明確でない事項については、必ず相手方に確認するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定成立の日から2026年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の6か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がなされないときは、この協定はさらに3年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は協議の上、決定するものとする。

(内容の変更)

第7条 本協定内容は、書面による両当事者の合意に基づき、変更することができる。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙各1通保有するものとする。

2023年 7月 5日

甲

恵庭市黄金中央5丁目196の1番地
北海道文教大学
学 長

乙

北海道河東郡音更町希望が丘3番地3
帯広大谷短期大学
学 長

増田俊之



田中厚一

